

# 前田川遊歩道清掃委託 特記仕様書

## 1. 一般事項

### (1) 適用

- ア 本仕様書に従い業務を履行すること。
- イ 本仕様書に明記なき不明な点については、監督員と協議しその指示に従うこと。

### (2) 官公庁への手続き

- ア 受託者は、業務の履行にあたり必要な関係官公庁およびその他の関係機関への届出などを遅滞なく実施し、監督員に報告しなければならない。

### (3) 関係法規の遵守

- 受託者は、業務の履行にあたり、関係法令、条例及びその他の諸規則を守り、作業の円滑な進捗を図ること。

### (4) 疑義の解決

- 本委託において仕様書並びに設計図書で疑義を生じた場合は、監督員と協議しその指示に従い業務を遂行すること。

### (5) 地元住民への対応

- ア 受託者は、業務の履行に先立って、監督員と調整の上、地元住民に業務の内容を説明し、理解と協力を求め、業務の円滑な進捗を図ること。
- イ 受託者は、業務に関し、地元住民から要望などがあつたとき、又は交渉を要するときには、速やかに監督員に連絡し、誠意をもって解決を図るとともに、その経緯について遅滞なく報告すること。

### (6) 業務看板の設置

- ア 受託者は、業務内容の表示板、その他作業現場に必要な注意看板などを、公衆の見やすい場所に設置すること。
- イ 業務内容の表示板については、下記に示す項目を明記すること。
  - ・挨拶文
  - ・業務内容
  - ・期間、作業時間帯
  - ・業務種別
  - ・発注者名、電話番号（代表）
  - ・施工者名、電話番号（本社または現場事務所）
  - ・市章看板の内容、大きさについては監督員と協議すること。

### (7) 通報

- 受託者は、業務委託施行時に委託範囲において施設の破損や不法投棄等の異常を発見した場合は、監督員に報告すること。

### (8) 後片付け

- 受託者は、業務委託の作業終了後、速やかに現場の後片付け、清掃をおこなうこと。

## (9) 提出書類

- ア 受託者は、提出書類を委託契約約款に基づいて提出すること。
- イ 受託者は、契約締結後速やかに下記について提出すること。
  - ・着手届
  - ・現場代理人及び主任技術者届
  - ・工程表
  - ・緊急時連絡届
  - ・下請負業者届又は直営届
  - ・業務計画書（2部）

## (10) 現場代理人等

受託者は、現場代理人を選定するにあたり、業務を総合的に把握し、業務を円滑に実施するために監督員との連絡調整をおこなえる者を選定すること。

## 2. 業務委託の監理

### (1) 業務計画書

- ア 受託者は、業務委託の実施にあたり、作業内容、手順、作業方法、安全対策などについて監督員と十分調整の上、業務計画書を作成し、これを遵守し業務の履行に当たらなければならない。
- イ 業務計画書には次の事項について記載すること。
  - ・業務概要
  - ・計画工程表（詳細）
  - ・現場組織表
  - ・主要機械等
  - ・施行方法
  - ・施行管理計画
  - ・緊急時の体制及び対応
  - ・交通管理
  - ・安全管理
  - ・環境対策
  - ・廃棄物適正処理

### (2) 工程管理

- ア 受託者は、工程表に基づき、適正な進捗管理に努めること。
- イ 各作業は、天候、繁茂状態などを考慮し、最大の効果が期待できるよう、監督員と調整し進めること。
- ウ 受託者は、工程に変更が生じる恐れのある場合には、承諾を受けること。
- エ 受託者は、業務期間中に河川及び歩行者の安全確保のため必要な作業を早急におこなうことがある。

### (3) 安全管理

- ア 受託者は、作業にあたって地元住民、通行者などに危険がないよう、十分な安全対策を講じること。
- イ 受託者は、交通の安全について、関係官公庁と協議するとともに、自動車交通及び歩行者交通に危険が及ばないように十分な安全対策を講じること。
- ウ 受託者は、豪雨、強風、積雪などの荒天時に際しては、天気予報などの情報を把握し、常にこれに対処できるように準備すること。
- エ 作業機械や道具類、刈草、集積ゴミ等は、交通及び保安上の障害とならないよう、作業の都度整理し、風等で道路や近隣に散乱しないように注意すること。
- オ 作業に従事する者は、作業に支障のない服装で、必要に応じてヘルメット、安全靴、安全帯、保護眼鏡など作業に適した保護具を着用し、安全対策を講じること。
- カ 受託者は、作業に従事する者に対し、刈払機の安全衛生教育等、使用機械に関する研修等を行うこと。
- キ 作業中は、蜂等の害虫に注意し、攻撃性が高まる時期は必要な装備を整えて作業を行うこと。
- ク 受託者は、事故などが発生した場合には、まず被害者の救助に当たるとともに、二次災害を防止するために必要な措置を講じ、監督員及び関係機関に直ちに連絡すること。また、事故の原因、経過及び被害の内容などについて、遅滞なく事故報告書を提出すること。

### (4) 現状復旧

受託者は、作業にあたり、河川施設及び占用物件等の周辺施設、樹木などを損傷させないように注意すること。万一、損傷した場合は、直ちに監督員及び関係機関に連絡するとともに、応急措置をおこなうこと。また、受託者の負担において原状に復旧し、報告すること。

### (5) 発生材の対応

- ア 受託者は、刈草、集積ゴミ等の発生材を現場に存置することなく、作業の都度搬出し、適正な対応をすること。ただし、あらかじめ監督員の確認を得たものについては、この限りではない。
- イ 業務により発生した廃棄物は、一般廃棄物または、産業廃棄物として処理すること。
- ウ 産業廃棄物の処理作業においては、別紙の仕様書によること。

### (6) 過積載の防止

受託者は、刈草や集積ゴミ等の運搬にあたっては、過積載防止を厳守するとともに関係法令の定めに従うこと。

### (7) 記録写真

- ア 記録写真は、以下に示す項目について撮影すると共に、整備・保管し、検査時に提出すること。
  - ・作業ごとにその内容が確認できる写真を、作業前、作業後について同一の場所から撮影したもの
  - ・清掃工、除草工の出来形が確認できるよう写真をスタッフ、テープ等を用いて撮影する

- ・現場の看板や保安施設等の設置状況等の安全管理に関わるもの
- イ 撮影に際しては、以下に示す項目を明記した黒板を用いること。
- ・業務委託名
  - ・撮影場所（河川名等）
  - ・作業名
  - ・撮影日
  - ・受託者名
- ウ 写真はカラーサービス版とし、河川別、作業ごとに写真帳（A4）に整理し、業務完了時に、完了報告書内に綴り提出すること。
- エ 写真撮影にデジタルカメラを用いる場合は下記のとおりとする。
- ・十分に前記に示す内容が認識できるものであれば、デジタルカメラによる撮影の印刷物も写真と同様と見なす。その場合、必要な情報が網羅されていれば、印刷物による提出で良い。
- オ 写真（画像）のトリミングや拡大、明るさの補正以外の加工はおこなってはならない。
- カ 撮影場所、撮影頻度、写真の提出方法などは、業務計画書に記載し、監督員の確認を得ること。

### 3. 業務委託の完了

#### (1) 委託の検査

- ア 受託者は、委託契約約款に基づく検査を受けなければならない。
- イ 検査は、各月ごとにおこなうことを原則とするが、これにより難しい場合は監督員と協議すること。
- ウ 検査にあたり受託者は、完了届を提出するとともに、業務完了報告書として以下の書類を業務の内容に応じて作成し、業務完了時に提出すること。
- ・出来高数量表
  - ・出来高数量内訳及び数量根拠資料（面積計算書、根拠図面など）
  - ・記録写真
  - ・実施工程表
  - ・廃棄物処分伝票及び集計表
  - ・業務日誌
  - ・その他監督員が必要と認めた書類
- エ 受託者は、検査に必要な図書などについて、監督員又は検査員の指示に従わなければならない。

### 4. 業務

#### (1) 業務全般

- ア 本業務委託施行範囲は、自然環境に配慮した遊歩道である特性を持っているため、業務の履行前に監督員と協議及び、現地立会をおこない施行内容、施行方法を確認すること。

イ 受託者は、月に1度及び、監督員の指示があった場合は、施行範囲を巡回し状況を監督員に報告すること。

## 5. 清掃工

### (1) 目的

清掃工は、河川や遊歩道施設等の河川用地の美化を目的とする。

### (2) 散在塵芥収集工

ア 業務の履行前に監督員との協議及び現地立会により施行内容、施行方法を確認し、業務をおこなうことを原則とするが、基本事項は次項のとおりとする。

イ 遊歩道施設に引っ掛かっている枝、落ち葉等は場内処分とし、その部分より除去し支障とならない箇所に移動すること。

ウ 河川内に散在している浮遊ゴミ及び沈殿ゴミを収集すること。

エ 遊歩道施設等の河川用地に散在しているゴミを収集すること。

オ 取り残しがないように、きれいに集めること。

カ 収集したゴミ（産業廃棄物）は、指定する別紙の処分先に搬入すること。

キ 運搬時は、収集した廃棄物が荷台から飛散しないようにすること。

## 6. 除草工

### (1) 目的

除草・草刈等は、以下を目的とする。

- ・河川流路確保
- ・遊歩道の通路確保
- ・河川用地の美化及び景観の維持
- ・病虫害発生の予防
- ・火災の防止

### (2) 除草工

ア 業務の履行前に監督員との協議及び現地立会により施行内容、施行方法を確認し業務をおこなうことを原則とするが、基本事項は次項のとおりとする。

イ 遊歩道等の河川用地に繁茂しているものを刈り込むこと。

ウ 刈高は地表面から3cm未満とし、刈りむらのないように均一に刈り込むこと。

エ 刈り残しがないように注意し、刈り跡はきれいに清掃すること。

オ 河川施設などにかからんでいるつる性雑草も除去すること。

カ 刈った草は風雨による飛散や流出があるので、作業の都度搬出または、積込をおこなうこと。

キ フェンスなどの河川施設及び河川用地に隣接する他の施設を損傷しないように注意すること。

ク のり面の草刈は、表土の流出を防ぐために、地面を露出させないように刈り高に注意すること。

ケ 収集した刈草（一般廃棄物）は、市の施設（南処理工場）に搬入すること。

コ 運搬時は、収集した廃棄物が荷台から飛散しないようにすること。

## 7. その他

### (1) その他

下請負者を使用する場合は、市内業者を優先的に選定するよう配慮すること。

# 産業廃棄物処理作業共通仕様書

[収集・運搬(積替なし)用]

本仕様書は、委託者（以下「甲」という。）から排出される産業廃棄物の収集・運搬に関して、次のとおり定める。

（目的）

第1条 受託者（以下「乙」という。）は、甲から排出される産業廃棄物を「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及び関係法令に従って、適正に処理することを目的とする。

（委託内容）

第2条 乙は、自らの事業範囲を証するものとして、許可証の写しを契約書に添付しなければならない。なお、許可事項に変更があったときも同様とする。

2 甲が、乙に収集・運搬を委託する産業廃棄物の種類及び予定数量は、次のとおりとする。

種 類 : 別紙参照

数 量 : 別紙参照

3 乙は、甲から委託された前項の産業廃棄物を、甲の指定する別紙の処分業者の事業場に搬入する。

4 乙は、甲から委託された産業廃棄物の積替えを行ってはならない。

5 乙は、第3項に指定する事業場以外では、甲から委託された産業廃棄物を処分するための保管を行ってはならない。また、第3項に指定する事業場において保管を行う場合は、法令に基づき、かつ、履行期間内に確実に処分できる範囲で行うものとする。

6 乙は、甲から委託された産業廃棄物の収集・運搬業務を他人に委託してはならない。ただし、履行期間中に収集・運搬業務を他人に委託する必要がある場合、乙は、書面による甲の承認を得て、法令の定める再委託基準に従うことにより、収集・運搬業務を再委託することができる。この場合において、乙は、甲の要求があったときは、この再委託を乙の責任において解除しなければならない。

7 甲は、委託する産業廃棄物の収集・運搬にあたり、必要に応じて日時等を指示する。

8 乙は、甲又は甲の指定する職員の指示に従い、この業務を履行しなければならない。

9 甲は、産業廃棄物の搬出の都度、マニフェスト伝票に必要事項を記入し乙に交付する。

（義務と責任）

第3条 甲は、産業廃棄物の適正な処理のために必要な情報として、次の事項についてあらかじめ乙に提供するものとする。

(1) 産業廃棄物の性状及び荷姿

(2) 通常の保管状況での腐敗、揮発等性状の変化に関する事項

(3) 他の廃棄物との混合等により生ずる支障

(4) その他取扱う際に注意すべき事項

2 甲は、委託する産業廃棄物の収集・運搬に支障を生じさせるおそれのある物質が混入しないように注意する。万一混入したことを知り得たときは、直ちに乙に通知しなければならない。

第4条 乙は、甲から委託された産業廃棄物を、その積み込み作業の開始から処分施設における荷降ろし作業が完了するまで、法令に基づき適正に処理する責任を負う。この間に発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）が生じたときは、その原因が甲の責に帰すべき場合を除き、乙が責任を負う。

2 乙は、甲から委託された業務が終了した後、直ちに業務終了報告書を作成し甲に提出する。ただし、業務終了報告書は、マニフェストB 2票で代えることができる。

(検査等)

第5条 乙は、この業務が完了したときは、甲の指定する職員の検査を受けなければならない。

2 前項の検査の結果、不合格のものがあるときは、甲の指定する期日までに速やかに履行しなければならない。

(契約の解除)

第6条 甲、乙は、相手方がこの契約の各条項のいずれかに違反したときは、この契約を解除することができる。

2 前項の規定又は法令の規定によりこの契約を解除することができる場合であっても、この契約に基づき甲から引き渡しを受けた産業廃棄物の処理を乙が完了していないときは、当該産業廃棄物を甲乙双方の責任で処理した後でなければ、この契約は解除できない。

(協議)

第7条 この契約に定めのない事項並びにこの契約の各条項に疑義が生じたときは、関係法令にしたがい、その都度甲、乙が誠意をもって協議しこれを取り決めるものとする。



(仕様書第2条第2項関係)

### 産業廃棄物収集運搬 内訳書

No.	廃棄物名	種別	単位	予定数量	備考
1	混合廃棄物	廃プラ・金属くず・建設くずの混合	t	0.1	
2	廃プラスチック	比重0.2未満	kg	3	
3	ガラスくず及び陶磁器くず		kg	3	
4	廃タイヤ(乗用車・バイク)	ホイール付き	本	1	
5	廃タイヤ(乗用車・バイク)	ホイール無し	本	1	
6	バイク	原付	台	1	
7	自転車	タイヤ付	台	1	

※ 上記内訳書は予定品目及び予定数量とする。

(仕様書第2条第3項関係)

処分又は再生を行う事業場（ガラスくず、ガレキ類及び陶磁器くず）

1 中間処分先

事業場の名称 : 環境衛生管理 株式会社  
所在地 : 横須賀市長沢5丁目3241番地  
処分の方法 : 破砕  
施設の処理能力 : 416t/日

2 最終処分先

最終処分

事業場の名称 : 新井総合施設 株式会社  
所在地 : 千葉県君津市怒田字花立643-1  
再生の方法 : 管理型  
施設の処理能力 : 1,000,000m<sup>2</sup>

最終処分

事業場の名称 : 株式会社 ジャパンクリーン  
所在地 : 宮城県仙台市青葉区芋沢字青野木109他  
再生の方法 : 管理型  
施設の処理能力 : 48,921m<sup>2</sup>

最終処分

事業場の名称 : 京阪グリーン開発 株式会社  
所在地 : 滋賀県大津市大石曾東町字大田923番の一部他  
再生の方法 : 安定型  
施設の処理能力 : 310,000m<sup>2</sup>

## 処分又は再生を行う事業場（廃プラスチック類）

### 1 中間処分先

事業場の名称 : 環境衛生管理 株式会社  
所在地 : 横須賀市長沢5丁目3241番地  
処分の方法 : 破碎  
施設の処理能力 : 4.64t/日

### 2 最終処分先

#### 最終処分

事業場の名称 : 京阪グリーン開発 株式会社  
所在地 : 滋賀県大津市大石曾東町字大田923番の一部他  
再生の方法 : 安定型  
施設の処理能力 : 310,000m<sup>2</sup>

### 3 再生先

#### 中間処理再委託

事業場の名称 : 株式会社 シンシア  
所在地 : 横浜市金沢区幸浦1-8-2外  
再生の方法 : 焼却後再生利用（残渣物）  
施設の処理能力 : 372t/日

#### 中間処理再委託

事業場の名称 : 株式会社 グーン  
所在地 : 横浜市金沢区鳥浜町17-3  
再生の方法 : 圧縮 溶融  
施設の処理能力 : 144t/日 55.2t/日

#### 再生（ペットボトル）

事業場の名称 : 有限会社 クィーンズコーポレーション  
所在地 : 横須賀市長沢5-4-17  
再生の方法 : 破碎売却  
施設の処理能力 :

## 処分又は再生を行う事業場（混合廃棄物）

### 1 中間処分先

事業場の名称 : 環境衛生管理 株式会社  
所在地 : 横須賀市長沢5丁目 3241 番地  
処分の方法 : 破砕  
施設の処理能力 : 4.64t/日

### 2 最終処分先

#### 最終処分

事業場の名称 : 京阪グリーン開発 株式会社  
所在地 : 滋賀県大津市大石曾東町字大田 923 番の一部他  
再生の方法 : 安定型  
施設の処理能力 : 310,000m<sup>2</sup>

#### 最終処分

事業場の名称 : 新井総合施設 株式会社  
所在地 : 千葉県君津市怒田字花立 643-1  
再生の方法 : 管理型  
施設の処理能力 : 1,000,000m<sup>2</sup>

#### 最終処分

事業場の名称 : 株式会社 ジャパンクリーン  
所在地 : 宮城県仙台市青葉区芋沢字青野木 109 他  
再生の方法 : 管理型  
施設の処理能力 : 48,921m<sup>2</sup>

#### 最終処分

事業場の名称 : 神座興産 株式会社  
所在地 : 静岡県島田市身成字ウラヤマ 1025 番1 外 15 筆  
再生の方法 : 管理型  
施設の処理能力 : 125,719m<sup>2</sup>